

文京区新たな公共プロジェクト成果検証会議の運営について（案）

1 会議の公開について

(1) 会議の傍聴

会議は、傍聴を認める。ただし、委員長が会議の運営上必要と認めるときは、傍聴を認めないこととすることができる。

(2) 会議資料の取扱い

会議の資料は、原則として公開する。ただし、個人情報など非公開情報についてはこれを公開しない。

(3) 会議録の取扱い

会議の記録は、議事の概要等を記載した会議録を事務局が調製し、委員全員の確認を経たものを公開する。ただし、個人情報など非公開情報についてはこれを公開しない。

(4) 公開の方法

会議資料及び会議録は、行政情報センター（シビックセンター2階）及びホームページにより公開する。

2 その他

上記に掲げるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。